

# 水口藩学校 <翼輪堂・尚志館>

水口藩学校を翼輪堂と称し、後尚志館と改む。水口藩邸内に設立せり。その沿革左の如し。  
藩主加藤明友、学を好み江戸藩邸に在る時、林大学頭父子及び野田鶴和等に就きて学び、朱舜水、石川丈山等と締交を厚うせしも、別に藩中に学校を設けず。後、孫能登守明、堯の時細井甚三郎を聘し講筵を開き、後、芥川新平蔵・小亀寛吾を賓師となし、当時士分の者に聴講を許し、文学を奨めしかば、爾来藩士中には学業に志す者少なからず。安政元年六月震災に依りて破壊せし藩内各所に散在の諸稽古場を合し、藩主の別殿の荒廃せしを修理し、同二年六月新たに之を教場となし、名付けて翼輪堂と云う。学校建設は先に儒官中村栗園首として之を建言し、藩主加藤明、軌之を容れ、重臣諸役と相議し、遂に建設す。然れども前年非常の震災に依りて、幾多の藩債を増加し、体裁意の如くならず。藩主堂号を扁額に書して之を講堂に掲げ、安政六年二月儒官中村栗園「練心胆」（別添）の文を撰書、之を額にして其の側に掲げて校訓とす。

明治四年十一月翼輪堂に講武局を合して尚志館と改称す。学校設立前後該事に力を尽くせしは和漢学、兵学（長沼流）学士中村栗園、同学士中村確堂にして安政改革後の規則等皆二人の手になれり。

## 教科用書

四書 五経 小学 近思録 孝経 古文前後集 國史略 十八史略  
蒙求 世説新語補 日本外史 日本政記 貞観政要 前後漢書  
歴史綱鑑補 春秋左氏伝 国語 文選 大学衍義同補 資治通鑑 大日本史  
※ 教科書は必ずしも一定せず、元治の頃は靖献遺言、新論、靖康傳信録を加う。

右等の書籍を以て適宜教授す。毎朝（命勤より早烈に至る）素読（四書五経小学等）を授く。漸次昇等の者は輪講会読或いは疑義を質問する等定日あり。詩文は生徒の随意なれども時により宿題を与え之を作らしむ、明治初年は毎月十日二十五日の二回会試を行う。

## 学科学規試験法及諸則

和学、漢学、算法、筆道及び兵学、弓、槍、劍、薙刀、砲術、柔術等の学科を置き、生徒をして文武両道を兼修せしむ。年令七八歳に至れば入学す。退学の期限なし、試験法等規則節目にあり。拔群勲励の者へは賞品を授与す。入学は前日生徒の父兄より申し出で、当日礼服を着して登校す。また文武とも其の教師時々試験すること勿論なり。

### それ 学校規則節目

夫学校は 皇道を明らかにして倫常を正し、文徳を修め武威を張り、人材を鑄鍛の地なれば、生徒たる者身を謹み行を励み、上は朝廷万姓子育の御恩沢を報効し、下は各其職業を治め養生喪死無憾の地に至るべき事肝要也、  
一、生徒を部分して二と為す、一は童生科と称し、一は壮生科と称し、子弟の徒七八歳より童生科に入り、成立の上更に壮生科に転ず、但し年令に拘わらず其の技芸の熟不熟を以て級を為す、童生科壮生科とも亦級を設く、  
一、毎月一次会試々業の節は読書、撃劍、書算等兼能する者は甲科の高第とす、衆業を能し一業を能せざれば乙科とす、其の他順序を逐ひ丙丁戊己の科を設け、各賞典を加ふべし、  
一、壮生科三級課程成業の上は皇国学、漢学、洋学、医等各其人の好みに随ひ専門の学に従事すべき事、但し其節志願の趣申出べし、  
一、毎月下旬に会試の事、  
一、十三歳より講武場に入り、撃劍を学ぶべき事、但し天性羸弱にして其の事に堪えざる者、其の旨断出すべき事、  
一、三日の日 輪講  
一、八の日 会説 各有志者別段に購読致し候は此の例に非ず、  
一、四九の日 童生温読、  
一、十日 二十五日 詩文会試 体操修業

## 休暇

○天 長 節 九月二十二日 ○生産社祭日 四月上卯  
○稻荷社祭日 二月初午 ○五 節 句 一六の日  
○七月六日より八月朔日迄 開業二日  
○十二月二十日より正月十六日迄 開業十七日 放学 但晒書に付き八朔迄休業 講武場は十七日開業  
○藩祖祭日 九月十二日 藩主誕生日 三月朔日 藩内のみ休業

## 生徒罰則

(罰役は校内の掃除等をせしむるなり)

- 一、盜竊諸犯国法に關係する者は刑官指揮に随うべき事。
- 一、放蕩無頼にして教に従わざる者は、或いは罰役、或いは逗塾申し付くべき事。
- 一、童生怠惰にして途中遊戯時刻遲滞の者は禁足申し付くべき事。
- 一、凶頑にして自己の業を怠るのみにあらず他の業を妨碍いたす者は罰役申し付くべき事。
- 一、書籍器械等汚壞破損いたす者検査の上相当の罰役申し付くべき事。
- 一、生徒五日外に及び各場へ不勤の者、検査糾問致すべき事。

学科程度は童生科・壮生科に大別し、童生科を初級中級上級の三等となし、課するに素読、習字、算、擊劍、体操とし、壮生科を初級中級上級の三等となし、課するに経史、地理、書、算術、擊劍、体操とす。但し、童生科は八歳より十四歳までの科程、壮生科は十五歳以上の科程とす。然れども稟性の強弱習業の進否等により伸縮することあり。

## 講堂揭示

- 一、此の堂の上、文武の道修業の輩は心胆を練るを第一とす。仮令万巻の書籍を読み破り、刀槍の奥義を極むとも、心胆練れざる時は皆徒習にして緩急の用に立つべからず。平生能々心懸け修業を専一たるべき事。
  - 一、血誠を以て君父に事へ、忠孝節義須臾も忘るるべからざる事。
  - 一、先生長者尊敬すべき事。
  - 一、礼儀正すべき事。
  - 一、討論の外猥りに巷談俚説等致すべからざる事。
  - 一、書籍並びに武器等僥略すべからず、是れ心を修め胆を練るが第一の務めなり。
  - 一、朋友切磋進益第一の事。
  - 一、門戸啓閉等閑にすべからざる事。
  - 一、児童の輩途中に於いて、遊戯刻限遲滞すべからざる事。
  - 一、帶温復習怠るべからざる事。
  - 一、欠伸は不敬につき、為すべからざる事。
- 右の条々、堅く相守るべきものなり。

## 教授所揭示

- 教授助教授の選に膺るものは諄々訓導して倦まざるを要とす。総て局長は生徒の矜式する所なれば一言一動も妄りにすべからず。温厚恭肅を宗とし、生徒をして師を愛し長を親しみ業を受けるを樂しみ候様致すべく、妄りに威権を張り、叱責を加ふべからざる事。
- 一、教授助教授を始め各其の等級順序紊すべからず。相互に切磋琢磨し少しも偏執の念、これ無き様致すべき事。
  - 一、授業中は勿論平素も戲言妄談等致すべからず。書籍雜乱相成らず様取り扱い申すべき事。

## 授業所揭示

凡人たる者五常の道を明らかにし、名分大義を弁知し、修身齊家より治國平天下の大事にも膺るべき者なれば能々体認し、造次にも顛沛にも遺忘すべからず。教授助教授句読の人々を父兄と仰ぎ、毫末も其の指揮に違背すべからず。各其の等級順序を相守り、先輩を凌ぎ後進を侮り候義これ無き様、礼儀廉恥を宗とし士道を失わず、身を立て道を行い、父母に頭らかなの心懸け專一の事に候。

## 藩主臨校祭儀

藩主在城の際、時々臨校して講義素読を聴聞し、また武術試業を臨検し、特に指名して試合せしめ、賞品を給することあり。また正月四日講武場に於いて擊劍始あり。一同礼服を着し、木刀を以て試合の式を行う(弘三重よしの例など)。祭儀は毎年冬至の日、祝典の略式を行う、学校掛かり教授助教等前日講堂を掃除し、祭儀の準備を為す(鬘飛殿機迄)。当日辰の刻一同礼服着用出校、講堂の床上に新薦を敷き、聖像及び顔氏閔氏の像を祭り、酒、洗米、鮮鯛、餅、菓子(酒饌)を献ず。藩主始掛員及び藩士徒礼服脱劍順次拝礼畢りて酒饌を配布せらる。

学校敷地四百六十八坪 建物坪数百二十三坪七分五厘 瓦葺き平屋建てなり。